

平成25年度
住宅用火災警報器及び住宅用消火器の配布モデル事業実施地区
の募集について

一般社団法人全国消防機器協会
社会貢献委員会

一般社団法人全国消防機器協会(以下「協会」という。)におきましては、住宅火災や地域の安全・安心に対する消防防災を取り巻く社会情勢を踏まえ、協会及び傘下の団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献を積極的に行うこととしております。このため、平成16年7月に「社会貢献委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、活動しているところであります。

平成23年6月から、全国のすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことを踏まえ、昨年度におきましては、さらに住民一人ひとりが住宅防火に関心をもっていただくために、これらの機器の普及に係る広報・普及啓発活動の一助となすため、全国の20地域の高齢者世帯に住宅用火災警報器及び住宅用消火器を配布させていただいたところです。

平成25年度につきましては、更なる住民の住宅防火に対する意識の高揚並びに住宅用火災警報器の更なる普及及び住宅用消火器の普及促進を図るため、**別添2**「住宅用火災警報器・住宅用消火器配布等モデル事業実施要綱」を策定しました。

この要綱に基づき、地域の高齢者世帯に対する住宅用火災警報器及び住宅用消火器の配布及び取付けを行うモデル事業を下記のとおり実施することとし、全国各都道府県内の市町村及び消防本部に対して、当該モデル事業実施希望者の募集を行うことといたしました。(事業の概要については、**別添1参照**)

1 配布対象地区

配布対象地区は、住宅防火モデル地区又は住宅防火対策推進協議会(連絡会等を含む。)が整備されている市区町村又は消防本部内の地区で、次の要件を満たし、かつ、配布及び取付け等の事業に協力が可能な地区とする。

- (1) 各都道府県において、原則として、2地区以内とすること。
ただし、特に高い社会貢献が認められる事業提案にあっては、この限りではない。
- (2) 1地区当たり配布対象となる高齢者等のみの所帯が、概ね100世帯以上であること。
- (3) 消防団、婦人防火クラブ、老人クラブ等の協力により、配布した住宅用火災警報器及び住宅用消火器の取付けが行え、火災などの災害時に高齢者への支援体制ができる環境が整っていること。
- (4) 原則として、過去に当「社会貢献委員会」等から住宅用火災警報器の配布を受けていないこと。
- (5) 報道機関等に積極的に事業の実施について広報し、情報提供をすること。

2 配布予定の住宅用火災警報器の数及び住宅用消火器の数

- (1) 住宅用火災警報器は、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規

格を定める省令」(平成17年1月25付け総務省令第11号)に適合する警報器とし、配布個数は原則として一地区当たり概ね100個とする。

(2) 住宅用消火器は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(平成12年9月14付け自治省令第44号)に適合する住宅用消火器とし、配布本数は原則として一地区当たり概ね25本とする。

3 申請書

「住宅用火災警報器・住宅用消火器配布等モデル事業実施要綱」(別添2) 別記様式による。

4 申請期限

平成25年5月31日(金) 必着

(電子メール、FAXでの申込みも可とします。)

5 申請書提出先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館 3階
一般社団法人 全国消防機器協会「社会貢献委員会」

TEL 03-3595-1868 FAX 03-3595-0189

Eメール shouboukiki@nfes.or.jp

事務局(担当者鈴木/橋本)

別添 1

「社会貢献委員会」が実施する平成25年度 敬老の日の「住宅防火・防災キャンペーン」にあ
わせた住宅用火災警報器及び住宅用消火器の配付等モデル事業について(概要)

一般社団法人全国消防機器協会
「社会貢献委員会」

1 事業内容

- (1)住宅防火対策推進の観点から昨年度に引続き、火災等の災害時に高齢者への支
援体制ができる環境が整っている高齢者世帯に対する住宅用火災警報器(以下「住
警器」という。)及び住宅用消火器(以下「消火器」という。)の配布事業を行う。
- (2)配布する住警器は2,000個(煙式のもの)、消火器は500本とし、1団体あたり、原
則として、住警器は100個、消火器は25本を配布する。
- (3)配布先団体は、当委員会が選定する地区の団体(概ね20団体)とする。
- (4)配布する者は、一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」とする。

2 実施方法

- (1)当該事業は、消防庁の協力を得て、当協会「社会貢献委員会」が行う。
- (2)配布対象地区については、当委員会が定める「平成25年度住宅用火災警報器・住
宅用消火器配布モデル事業実施要綱」に基づき選定する。
- (3)配布及び取り付け時期
9月16日の敬老の日を中心に行われる「住宅防火・防災キャンペーン」に併せて実
施。(9月上旬)

3 今後のスケジュール

平成25年3月14日 「社会貢献委員会」開催

↓

3月下旬～4月上旬

消防庁から各都道府県を經由し、市町村・消防本部に募集の呼びかけ
及び募集の実施

↓

5月31日 募集の締め切り

↓

6月下旬 配布等モデル実施地区選定委員会の開催(配布先の決定)

↓

7月上旬 配布先の決定通知。消防庁へ報告(予定)。

↓

8月中旬 配布開始(予定)

9月 住宅防火・防災キャンペーン(敬老の日・9月16日)に合わせて、配布先団体等
による住宅用火災警報器及び住宅用消火器の配布・取り付け

平成25年度

住宅用火災警報器・住宅用消火器配布等モデル事業実施要綱

平成25年3月14日 制定

一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」

第1 目的

住宅火災による死者を低減させるためには、住民一人ひとりが住宅防火に関心をもつこと、また、火災を早期に発見するとともに初期消火することが必要である。

このため、一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」(以下「社会貢献委員会」という。)では、全国の高齢者世帯に住宅用火災警報器及び住宅用消火器の配布等を行い、住民の住宅防火に対する意識の高揚及び住宅用火災警報器及び住宅用消火器の普及促進を行うことを目的とするものである。

第2 定義

住宅用火災警報器とは、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年1月25付け総務省令第11号)に適合する警報器(煙を感知する性能を有する住宅用火災警報器。以下「住警器」という。)とし、住宅用消火器とは、消火器の技術上の規格を定める省令(平成12年9月14付け自治省令第44号)に適合する住宅用消火器(以下「消火器」という。)とする。

第3 配布対象地区

住警器・消火器配布事業(以下「配布事業」という。)は、市町村(又は消防本部)内の地区のうち、住宅防火対策の推進について、自主的な取り組みを実施している住宅防火モデル地区、住宅防火対策推進協議会(連絡会等を含む。)、自治会等が整備されている地区を対象とし、20地区を限度とする。

第4 配布対象地区の要件

配布対象地区の要件は、次のとおりとし、当該対象地域において配布事業が円滑に行うことができると思われる地区であるものとする。

- 1 一地区当たり配布対象となる高齢者(災害時要援護者)のみの所帯が、概ね100世帯以上であること。
- 2 配布等モデル事業を行う事により、住警器の普及の促進に効果があると認められること。
- 3 消防団、婦人防火クラブ、老人クラブ等の協力により、配布した住警器及び消火器の設置が行え、火災などの災害時に高齢者(災害時要援護者)への支援体制ができる環境が整っていること。
- 4 原則として、配布対象地区は、過去に当「社会貢献委員会」から住宅用火災警報器の配布を受けていないこと。

- 5 配布対象地区決定後において、報道機関に積極的に事業の実施について広報し、情報提供することができること。

第5 配布対象地区の選定方法

- 1 配布対象地区の選定については、別に定める「住宅用火災警報器配布等モデル事業実施地区選定委員会」において審議決定する。
- 2 配布対象地域は、各都道府県において、原則として、2地区以内とする。
ただし、特に高い社会貢献が認められる事業提案が有り、選定委員会において決定した場合にあってはこの限りではない。

第6 配布する住警器及び消火器の数量

- 1 住警器2,000個及び消火器500本とする。
- 2 一地区当たり、原則として、住警器100個及び消火器25本を配布する。
- 3 特に高い社会貢献が認められる提案にあっては、この限りではない。

第7 申請手続等

- 1 第4に該当し、住警器及び消火器の配布を希望する者は、「住宅用火災警報器・住宅用消火器配布申請書」（別記様式）により、「社会貢献委員会」宛申請するものとする。
- 2 社会貢献委員会は、住警器及び住宅用消火器の配布を決定した場合には、配布の決定を受けた者（以下「配布対象者」という。）に「住宅用火災警報器・住宅用消火器配布書」をもって、通知するものとする。

第8 住警器及び消火器の維持管理

配布後における住警器及び消火器の維持管理については、配布等モデル事業実施対象地区の責任者（申請者）において行うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年3月14日から実施する。

申請に当たっての留意事項

- 1 実施地区は、できるだけ特定をしてください。
- 2 申請書2（5）及び（6）並びに3の記載事項については、できるだけ具体的に記述してください。
- 3 実施地区に住警器及び消火器を配布することによる当該地区及び周辺地区への設置、普及の効果等について、具体的に記述してください。

別記様式

住宅用火災警報器・住宅用消火器配布申請書

平成25年 月 日

一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」殿

申請者

名称

住所

代表者氏名

連絡担当者氏名

連絡担当者住所

TEL

FAX

Eメール

住宅用火災警報器・住宅用消火器の配布について、下記のとおり申請します。

記

1. 住宅防火モデル地区、協議会、自治会等の名称等

名 称

代表者役職

氏 名

指定（制定）年月日 昭和 年 月 日

2. 実施予定地区の状況

(1) 実施地区の状況

① 名称

② 世帯数及び人口

世帯

人

③ 住警器の普及率

%

(2) 高齢者（災害時要援護者）のみの世帯数

約 世帯

(3) 消防団、婦人防火クラブ、老人クラブ等との協力体制

(住宅用火災警報器及び住宅用消火器の設置等、協力が得られる組織の状況)

協力が得られる組織数 組織

〃 人数 人

(4) 過去に市町村等から、無償で住宅用火災警報器の交付を受けていますか。

有り（平成 年 月頃） ・ 無し

(5) 過去に住宅防火対策優良組織等表彰を受けていますか。

有り（平成 年 月頃） ・ 無し

(6) 住宅用火災警報器の設置及び使用法の啓蒙活動について、現在取り組んでいる又は今後取り組もうと考えている内容がありましたら、具体例を箇条書きで下欄にご記入下さい。

(7) 住宅防火対策に積極的に取り組んでいる内容（前年度の活動等）等ありましたら具体例を箇条書きで下欄にご記入下さい。

3. 社会貢献事業実施にあたり、地区として特筆すべき内容等ありましたら具体例を箇条書きで下欄にご記入下さい。

※ 参考となる資料等につきましては、別途貼付してください。

「社会貢献委員会」の活動状況について

一般社団法人 全国消防機器協会（以下「協会」という。）は、社会の安全・安心に資するため、外部有識者を交えた「社会貢献委員会」（以下「委員会」という。）を平成16年に設置し、協会及び傘下団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献活動を行っています。

平成16年度から23年度までの社会貢献委員会の活動状況等は、次の通りです。

1 「社会貢献委員会」の活動状況

（1）平成16年度

- ① 平成16年7月 「社会貢献委員会」を設置
- ② 平成16年9月 住宅防火対策推進協議会経由で、高齢者に向けた住宅用火災警報器を全国3地域(東京消防庁、名古屋消防局、金澤消防部)に1,000個寄贈
- ③ 平成16年10月 新潟県中越地震被災者へ義援金を寄贈

（2）平成17年度

- ① 平成17年5月 福岡県西方沖地震被災地の玄界島に対し、可搬消防ポンプ1台を贈呈
- ② 平成17年11月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000個を全国10地域に寄贈

（3）平成18年度

平成18年11月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000個を全国15地域に寄贈

（4）平成19年度

平成19年11月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000個を全国20地域に寄贈

（5）平成20年度

平成20年10月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000個及び住宅用消火器500本を全国20地域に寄贈

（6）平成21年度

平成21年10月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 4,000個及び住宅用消火器500本を全国25地域(その他に住宅用火災警報器のみを4地域)に寄贈

（7）平成22年度

- ① 平成22年10月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 4,000個及び住宅用消火器500本を全国25地域(その他に住宅用火災警報器のみを5地域)に寄贈

- ② 平成23年3月 東北地方太平洋沖地震被災者へ義援金を寄贈
- (8) 平成23年度
平成22年10月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000個を全国20地域に寄贈
- (9) 平成24年度
平成24年10月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000個及び住宅用消火器500本を全国20地域に寄贈

2 平成24年度の住宅用火災警報器・住宅消火器配付等モデル事業実施地区

別表 平成24年度住警器・家庭用消火器配布等モデル事業実施地区一覧

整理番号	都道府県	申請団体名 協議会又はモデル地区名
1	北海道	札幌市手稲消防署 札幌手稲区防火委員会
2	青森	八戸地域市町村兼事務組合消防本部 白銀地区会自主防災会
3	秋田	秋田市消防本部 相染町二区町内会(秋田市放火対策モデル地区)
4	栃木	芳賀地区広域行政事務組合消防本部 茂木町茂木地区
5	群馬	利根沼田広域消防本部 みなかみ町区長会
6	埼玉	西入間広域消防組合 住宅用火災警報器設置推進モデル地区
7	千葉	千葉市消防局 千葉市女性消防クラブ(ひまわり)
8	東京	東京消防庁千住消防署 宮城町会
9	新潟	柏崎市消防本部 柏崎市消防団西山方面隊
10	富山	高岡市消防本部 宮田町自主防災会
11	長野	長野市消防局松代消防署 若穂地区住民自治協議会
12	兵庫	神戸市消防局兵庫消防署 熊野地区防災福祉コミュニティ
13	鳥取	鳥取中部ふるさと広域連合消防局 中部防火委員会(東伯郡琴浦町)
14	岡山	総社市消防本部 総社市幼少年婦人防火委員会 久代婦人防火クラブ 新本レディスたんぽぽの会防火クラブ
15	愛媛	伊予消防等事務組合消防本部 伊予地区住宅用火災警報器設置対策連絡会(中村・上野地区)
16	福岡	春日・大野城・那珂川消防本部 大野城市平野台区自主防災会
17	佐賀	伊万里市消防本部 東山代町区長会 伊万里市少年婦人防火委員会
18	熊本	熊本市消防局 八景水谷町内会自主防災クラブ
19	大分	杵築速見消防組合 杵築速見住宅用火災警報器設置対策委員会
20	宮崎	社会福祉法人五ヶ瀬町社会福祉協議会 鞍岡の安全・安心を守る会